龍谷大学大学院

法学研究

第21号

龍谷大学大学院

法学研究

第21号

目 次

=^	
===	v
DIM	_

憲法尊重	注擁護義務 を	を基軸とした立	憲民主政治の構	大	芝	理	穂	(1)
要 旨 …				 	•••••	•••••	••••	(2]	1)
2018年度	修士論文	・課題研究題目		 		•••••	••••	(27	7)

2018年度 修士論文・課題研究題目

題目	修了生
憲法尊重擁護義務を基軸とした立憲民主政治の構築理論	大 芝 理 穂
非上場会社における新株有利発行に関する一考察 ——有利発行該当性に係る時価の算定方法を中心として——	田中知津子
外国法に基づき組成された組織体から受ける構成員の 所得税法上の所得の区分について	時 吉 久 志

執筆者紹介(掲載順)

大 芝 理 穂 本学法学研究科修士課程修了

田 中 知津子 本学法学研究科修士課程修了

時 吉 久 志 本学法学研究科修士課程修了

龍谷大学大学院 『法学研究』 内規

制 定 1999年10月6日 一部改正 2001年3月22日

(目的と名称)

- 第1条 龍谷大学大学院法学研究科院生の学術研究の奨励及びその成果の発表のため、学術 雑誌を年1回発行する。
 - 2 この学術雑誌を『法学研究』と称する。

(『法学研究』の構成)

第2条 『法学研究』には、修士論文、課題研究及びその他の研究成果(以下「論文 | とい う。)並びに修士論文要旨及び課題研究要旨(以下「要旨」という。)を掲載する。 (論文提出資格)

- 第3条 『法学研究』に掲載する論文を提出する資格を有する者は下記のとおりとする。
 - ① 大学院法学研究科在籍者。
 - ② 大学院法学研究科修了者。
 - ③ その他編集委員会が認めた者。

(編集委員会)

- 第4条 『法学研究』の編集に関する事項を管掌するため、『法学研究』編集委員会(以下 「委員会」という。)をおく。
 - 2 委員会は、大学院法学研究科所属の専任教員3名により構成する。
 - 3 委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
 - 4 委員会に委員長をおく。委員長選出は委員の互選による。
 - 5 委員会の招集は、委員長がおこなう。

(論文及び要旨の掲載手続)

- 第5条 論文は、委員会の定めた募集要項に基づき、本内規第3条に該当する者よりこれを 公募する。
 - 2 前項の論文のうち、原則として修士課程における指導教員の推薦に基づき、委員会 が承認したものを掲載する。
 - 3 要旨は、原則として前年度修士課程修了者全員の修士論文要旨及び課題研究要旨を 掲載する。

(事務)

第6条 『法学研究』に関する事務は、研究部がおこなう。

付

第1条 この規程は、1999年10月6日より施行する。

付 則(2001年3月22日第6条改正)

第1条 この規程は、2001年4月1日より施行する。

CONTENTS

Article

Α	Theory for Constitutional Democracy Based on the Obligation to Respect and Uphold	the	:	
	Constitution of Japan			
	····· Riho Oshiba	(1)

龍谷大学大学院法学研究編集委員会

委員長 濵口晶子 委 員 野々上敬介 委 員 堀 清 史

龍谷大学大学院法学研究

第 21 号

2019年7月1日 印刷 2019年7月5日 発行

> 集行 編 発

龍谷大学大学院法学研究編集委員会

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67

電話 075-645-7922

印 刷 河北印刷株式会社

〒601-8461 京都市南区唐橋門脇町28 電話 075-691-5121

THE BULLETIN OF THE GRADUATE SCHOOL OF LAW Published by The Editorial Committee of the Bulletin of the Graduate School of Law

Ryukoku University

Kyoto, Japan